



全教北九州

新聞 全教北九州
全教北九州市教職員組合
発行責任者 中川喜久子
2020.4.30

全教北九州

検索

新型コロナ感染症対策特集

この新聞はすべての教職員に配布しています

学校での感染症拡大防止と「働き方改革」を同時にすすめるよう 教育委員会に新型コロナ関連の要請書を2件提出

2件の要請書を提出

新型コロナウイルス感染症による休校が長期化しています。また、市内でも児童・生徒や教員の感染者が確認されています。感染症が一刻も早く終息し、早期の学校再開は私たち教職員の願いです。

休校の長期化で児童・生徒、教職員の健康・安全の確保は教育関係者の喫緊の課題です。また、教育課程の遅れに対する不安も増しているところです。

全教北九州教職員組合は、4月14日に、教職員への感染拡大防止と学校再開後の土曜日授業・夏休みに関する「新型コロナウイルス感染症対策に関する要請書」、4月27日に、保健室の環境整備と学校給食に関する「新型コロナウイルス感染症対策にかかわる学校での教育活動の再開等に関する緊急要請書」を北九州市教育委員会に提出しました。

秋以降の交渉について

今後は、秋の確定交渉で給与やボーナスの減額といったことが交渉の議題となる可能性がありますが、私たちは教職員の生活を守るための要求も強めて交渉に臨みます。

在宅勤務を全職員に拡大しよう

在宅勤務などの対策で教職員の健康・安全の確保を要請しました。妊娠中である、基礎疾患がある、子育てや介護をしているなど特に配慮が必要な教職員への早急な対策、対応を要請しました。

在宅勤務を早期に会計年度任用職員を含む全ての教職員に拡大することを要請しました。(14日要請)

夏休みの短縮は最小限に

休業の長期化にともない、教育課程の遅れは心配です。

しかし、屋外での運動を控えるよう呼びかけるほど、夏の気温上昇は異常です。そのような中で授業を行うことは健康・安全の両面から考えてリスクが大きすぎます。

夏休みの短縮は最小限とし、夏休み期間は、短縮授業での午前中授業の検討を要請しました。(14日要請)

給食調理員等の安全確保

「3密」になりやすい給食室で、栄養教諭や給食調理員が安全に業務出来る体制の整備を要請しました。

また、休校期間中に給食を提供する場合は、給食調理員等に過重な負担をかけないよう要請を行いました。(27日要請)

要請書の概要

4月14日と27日に提出した要請書の概要を紹介します。全文は組合のホームページでご覧ください。

土曜授業はやめよう

土曜日授業を行えば、振替を長期休業日期間中に取得することになります。

教育課程の遅れを取り戻すために夏休みの短縮が実施されると、振替の取得が不可能になる恐れがあります。

土曜授業を実施しないよう要請しました。(14日要請)

学校と保健室の感染症対策

学校がクラスターの発生源とならないための対策が必要です。

養護教諭の感染防対策を含む、感染症対応マニュアルを整備すること、マスク・消毒液など必要な資材を確保すること、健康診断の実施条件を専門家を交えて検討することなどを要請しました。(27日要請)

働き方改革をすすめるよう

緊急事態の中、動き始めたばかりの働き方改革の中断や遅れはあってはなりません。

長期休校を機会に、業務量の削減などで教職員の働き方を見直すよう要請しました。(14日要請)

定年引上げで私たちはどうなる？

定年年齢を65歳へ段階的引上げ、給与は3割減額

定年引上げを閣議決定

2020年3月13日、国家公務員の定年を65歳への引き上げを含んだ「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。職場では、閣議決定を受けて、「あと何年働こうか？」「給料や退職金はどうなるの？」などの声も聞かれています。

職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じた額とする。

②60歳以降定年年齢前までに退職した職員を、本人の希望により短時間勤務で再任用する仕組みの導入

③自主的な選択としての定年前の退職を選択した職員の退職手当の公平の担保

現行の再任用制度は廃止

法案では「平均寿命の伸長、少子高齢化の進展、複雑高度化する行政課題への的確な対応のため経験豊富な高齢期の職員の最大限の活用」を謳い、2022年度（令和4年度）から2年ごとに段階的に定年を60歳から65歳に引き上げるとしています（65歳定年は2030年から）。

定年引上げにともない、現行の再任用制度は廃止になります。

給与や働き方はどうかわるのか

法案では、定年引上げによって、給与や働き方は次のように変わるとされています。

①60歳に達した日後の最初の4月1日以後適用される俸給表の

権利ハンドブックを配布しています

2020年版
教職員のための権利ハンドブック
あなたをマモルン
いつでも どこでも あなたのそばに



学んで活用、わたしの権利

臨時休校で聞きなれない「交通遮断」という特別休暇制度や在宅勤務（自宅勤務）という勤務形態が実施されています。

権利ハンドブックは、労働者の権利として認められている多くの休暇制度、給与、勤務時間等をわかりやすくまとめているので、この冊子は新規採用のみならずに郵送しています。また、職場での配布も行っています。まだ手もとに届いていない方は組合までご連絡ください。

また、この冊子のPDF版はホームページからダウンロードできるようにしています。

不明な点は管理職に質問

制度について不明な点は、まず職場の管理職に質問して下さい。即答できないときは調べてもらってください。

また、ハンドブックと異なる回答や不適切な言動があり納得できないときには組合にご連絡ください。

3月の教育委員会交渉 「勤務時間上限規定」が長時間過密労働の呼び水に

教育委員会と「勤務時間上限規定」について交渉しました。

「働き方改革」関連法により国家公務員の勤務時間の上限が定められました。文部科学省は、勤務時間外の自主的、自発的な授業準備や部活動などの業務を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象としました。また、在校等時間の目安時間を1か月45時間以内、年間360時間以内で定めようとしていますが、この上限規定には問題があります。

残業をすれば手当がつく国家公務員とそうではない教員の待遇は同列に扱うことはできません。また、教員に「時間外勤務を命じてはならない」という法律の規定にも抵触しています。導入を検討している「1年単位の變形労働時間制」と合わせれば、17時以降の職員会議や研修なども実施されかねません。

これでは、長時間労働を削減し、ゆとりある生活を取り戻すための「働き方改革」が、無量な長時間労働を強いることになりかねません。

全教北九州は、今後も「教職調整額」をやめて勤務時間外の労働には適正な手当て出すよう国・文科省に要求してきます。また、教育委員会には、教職員の心身の健康維持を守る観点から業務量の削減の具体的提案し、交渉を行います。

「春募集」はじまっています ライフステージにあつた保障は全教共済で

保険は、事故や災害から生活や財産を守るための防衛策の一つです。しかし中には高額な保険料の保険や為替リスクのある保険もあります。

どのような保障を必要とするかは、ライフステージが変わってきます。独身のとき、結婚・子育てのとき、退職・老後など人生の節目ごとに必要な保障を見直すことは大事です。

全教共済は、生命・医療・障害共済、火災共済、年金共済、く

らしの賠償責任共済、大手損害保険会社と提携した自動車保険などを提案しています。

全教共済は営利を目的とせず、保険外交員の雇用やマスメディアへの広告を行わないことで、充実した保障と低額な掛金を実現しています。また1年ごとに内容を見直すことができるのも大きな魅力です。

全教共済で、保障の見直しをしてみませんか？